

2012年7月10日

書留配達証明付きにて郵送

〒220-8686 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号

日産自動車株式会社

代表取締役 カルロス ゴーン社長 殿

CC; 日産自動車 人事企画部 人事業務グループ 担当部長殿

日産自動車 追浜工場 人事課長殿

ユニオンヨコスカ

執行委員長 小嶋 武志



ストライキ実施通知

ユニオンヨコスカは貴社に対して7月2日付で当組合所属の平塚良治組合員の7月9日以降の遅番シフトの勤務体制について団体交渉開催を申入れ、交渉議題として当組合の諸要求を提案してきました。

7月9日の団交では当組合からの諸要求は貴社により全て拒否されました。しかしながら当組合の要求が貴社により受け入れられなかつたにせよ、当組合としては平塚組合員の通勤問題（帰宅手段）を現実的に何等かの処置を考慮せざるを得ません。貴社は通勤問題を自助努力として平塚組合員個人に責任を転嫁しています。

よって当組合としては当組合規約第19条3項（争議行為の開始）に基づき、平塚良治組合員に部分(時限)ストライキ実施指令を以下の通り発したことを貴社に通知致します。

記

- 一、 日産自動車・ユニオンヨコスカの平塚組合員は会社との団体交渉で結論が出るまで7月10日より7月13日までの遅番シフトの午後10時半から午前零時30分までの間の勤務を罷業せよ。
- 二、 尚、次々週も会社との団交による結論が出ない場合は、その週の遅番シフトの午後10時半から午前零時30分までの間の全勤務を罷業せよ。

以上